

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改 正 後	改 正 前（注）
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一～八十二 略〕</p> <p>八十三 T L A C 規制対象銀行持株会社 銀行法第五十二条の二十 五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会社 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>〔一～八十二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

八十四 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき

き銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、T L A C規制対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「最終指定親会社T L A C告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十五 その他外部T L A C調達手段 銀行T L A C告示第四条第三項、銀行持株会社T L A C告示第四条第三項及び最終指定親会社T L A C告示第四条第三項に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。

八十六 その他外部T L A C関連調達手段 その他外部T L A C調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他の外部T L A C調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部T L A C調達手段（いざれもT L A C除外債務及びこれに相当する債務を除く。）をいう。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

八十七 T L A C 除外債務 銀行 T L A C 告示第四条第四項、銀行

持株会社 T L A C 告示第四条第四項及び最終指定親会社 T L A C

告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十八 特例外部 T L A C 調達手段 T L A C 除外債務に相当する債務と法的又は経済的に同順位であって、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によってその他外部 T L A C 調達手段に相当すると認められているものをいう。

〔号を加える。〕

(連結自己資本比率の計算方法)

第二条 海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）であつて、銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率（以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(連結自己資本比率の計算方法)

第二条 海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行又は長期信用銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の自己資本比率基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）であつて、銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率（以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

〔一～三 略〕

(普通株式等 Tier 1 資本の額)

第五条 【略】

2 【略】

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一～三 略〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

〔五～十四 略〕

4 【略】

(その他 Tier 1 資本の額)

第六条 【略】

〔2・3 略〕

4 第一項及び前項の「その他 Tier 1 資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式(前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。)をいう。

一 【略】

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは変更

〔一～三 同上〕

(普通株式等 Tier 1 資本の額)

第五条 【同上】

2 【同上】

3 【同上】

〔一～三 同上〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五～十四 同上〕

4 【同上】

(その他 Tier 1 資本の額)

第六条 【同上】

〔2・3 同上〕

4 【同上】

一 【同上】

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更

内容の変更について、発行者の他の債務（Tier 2 資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものである。

〔三・四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意による限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七・十五 略〕

5
〔略〕

（Tier 2 資本の額）

第七条
〔略〕

について、発行者の他の債務に対して劣後の内容を有するものである。

〔三・四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認を得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七・十五 同上〕

5
〔同上〕

（Tier 2 資本の額）

第七条
〔同上〕

2 第二条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

〔一～四 略〕

2 [同上]

〔一～四 同上〕
〔号を加える。〕

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額（以下この号において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、銀行持株会社又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乘じて得られた額とする。以下この条及び第八条において同じ。）

六 その他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

〔号を加える。
〔項を加える。〕

3 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行持株会社については、第二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額は、前項各号に掲げる額の合計額に、次に掲げる額（前項各号に該当する額を除く。）の合計額を加えた額とする。

一 意図的に保有している他の金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

二 銀行持株会社又は連結子法人等が保有し、かつ、次に掲げる要

件を満たす少数出資金融機関等（第八条第七項第一号に規定する少數出資金融機関等をいう。）のその他外部TLAC関連調達手段で、銀行持株会社が第八条第七項に基づき少數出資に係る対象資本等調達手段合計額を算出するに当たり、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定しているもの（次号及び第八条第七項第一号において「マーケット・マイクロ目的保有TLAC」という。）のうち、次に掲げるいずれかの要件を欠くに至つたものの額

イ 当該銀行持株会社又は連結子法人等の特定取引勘定に含まれること。

ロ 保有期間が三十営業日以内であること。

三 マーケット・マイクロ目的保有TLACの額の合計額から、前号に掲げる額及び少數出資に係る五パーセント基準額（第八条第七項第一号に規定する少數出資に係る五パーセント基準額をいう。）の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

〔略〕

第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 〔略〕

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier 1資本

4|| 3||

一 〔同上〕
二 〔同上〕

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後

調達手段又はTier 2資本調達手段に該当する債務を除く。) に對して劣後的内容を有するものであること。

的内容を有するものであること。

調達手段又はTier 2資本調達手段に該当する債務を除く。) に對して劣後的内容を有するものであること。

三　【略】

四　償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意によるとき限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　【略】

ロ　償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

〔略〕

6||

（資本バッファードに係る普通株式等Tier 1資本の額）

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファードに係る普通株式等Tier 1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号

内容を有するものであること。

三　【同上】

四　償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　【同上】

ロ　償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

〔同上〕

5||

（資本バッファードに係る普通株式等Tier 1資本の額）

第七条の二　「同上」

及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通株式等 Tier 1 資本の額（第二条第一号の算式における普通株式等 Tier 1 資本の額をいう。）から次に掲げる額（第四条の規定によりマークエット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、口に掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

〔イシニ 略〕

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他 Tier 1 資本の額（第二条第二号の算式におけるその他 Tier 1 資本の額をいう。次号口及び次項第二号口において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

三 リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

イ Tier 2 資本の額（第二条第三号の算式における Tier 2 資本の額をいう。次項第二号において同じ。）

ロ 「略」

2|| 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象銀行持株会社については、第二条の二第一項の算式における資本バッファーに係る普通株式等 Tier 1 資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げ

一 普通株式等 Tier 1 資本の額（第二条第一号の算式における普通株式等 Tier 1 資本の額をいう。）から次に掲げる額（第四条の規定によりマークエット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、口に掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

〔イシニ 同上〕

二 リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他 Tier 1 資本の額（第二条第二号の算式におけるその他 Tier 1 資本の額をいう。次号口において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

三 「同上」

イ Tier 2 資本の額（第二条第三号の算式における Tier 2 資本の額をいう。）

ロ 「同上」

〔項を加える。〕

る額を控除した額とする。ただし、第三条の規定にかかわらず、第二号に掲げる額の算出に当たっては、銀行持株会社TLAC告示第一条第九号に規定する国内処理対象銀行持株会社グループに含まれる子会社等に限り、連結の範囲に含めるものとする。

- 一 前項第一号に掲げる額から前項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
- 二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率（銀行持株会社TLAC告示第二条第二項第一号の規定を適用する場合にあっては十・五パーセント、同項第二号の規定を適用する場合にあっては十一・五パーセントとする。）を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除了額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
- イ その他外部TLAC調達手段の額
- ロ その他Tier1資本の額から次に掲げる額の合計額を控除了額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）
 - (1) リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額
 - (2) その他Tier1資本の額がリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額からTier2資本の額を控除了額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

ハ Tier 2 資本の額からリスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合については、零とする。）

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 【略】

〔2～5 略〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号並びに第七条第二項第二号及び第三項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行持株会社及び連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率（TLAC規制対象会社又はその連結子法人等にあつては、自己資本比率又は外部TLAC比率）を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本等調達手段（対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier 1 資本調達手段又はTier 2 資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第十八条第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）、その他

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条 【同上】

〔2～5 同上〕

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行持株会社又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率（TLAC規制対象会社又はその連結子法人等にあつては、自己資本比率又は外部TLAC比率）を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Tier 1 資本調達手段又はTier 2 資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第十八条第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）、その他

れにも相当しない資本調達手段をいう。第十八条第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）、その他 Tier 1 資本調達手段に相当するもの若しくは Tier 2 資本調達手段に相当するもの（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第十四条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。）をいう。第十八条第四項及び第二十二条第二項第一号へにおいて同じ。）又はその他外部 TLAC 関連調達手段をいう。以下この条、第十条第二項第一号へ、第五十四条の二の三及び第一百五十六条の二の三において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行持株会社又は連結子法人等の普通株式、その他 Tier 1 資本調達手段、Tier 2 資本調達手段又はその他外部 TLAC 関連調達手段を保有していると認められる場合（銀行持株会社若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為をする投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機

Tier 1 資本調達手段に相当するもの又は Tier 2 資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第十四条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、第十条第二項第一号へ、第十八条第四項、第二十二条第二項第一号へ、第五十四条の二の三及び第一百五十六条の二の三において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行持株会社又は連結子法人等の普通株式、その他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段を保有していると認められたが連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機の項において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他 Tier 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち Tier 2 資本調達手段に相当するものの額とする。

四 第七条第三項第一号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他外部 TLAC 関連調達手段の額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号並びに第七条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行持株会社及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号亦及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ず

関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他 Tier 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうち Tier 2 資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行持株会社及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号亦及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ず

する場合を含み、前項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段の額(その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額(当該額を算出する場合においては、第十一項の規定にかかわらず、銀行持株会社又は連結子法人等が少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。)から少数出資に係る五パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

以下この項において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とし、TLAC規制対象銀行持株会社にあつては、当該銀行持株会社又は連結子法人等が保有しているその他外部TLAC関連調達手段の額の合計額からマーケット・マイク目的保有TLACの額の合計額を控除した額とする。以下この項において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額」という。)とする。)の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この項において同じ。

る場合を含み、前項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段の額の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に相当するもの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 1 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1 資本調達手段に相当するもの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2 資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2 資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

四 第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

第八条第二項第四号並びに第七条第二項第四号及び第六号に掲げ

8

第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に

る額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本等調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他 Tier 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ～ヘ 略〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち Tier 2 資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第七条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部 T L A C 関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部 T L A C 関連調達手段の額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四

定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他 Tier 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ～ヘ 同上〕

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち Tier 2 資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四

号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 略〕

10

第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

〔二・三 略〕

10

までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

〔二・三 同上〕

〔同上〕

〔二・三 同上〕

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行持株会社及び連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「略」

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十八条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

〔13・14 略〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行持株会社又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「同上」

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十八条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔13・14 同上〕

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 「同上」

2 「同上」

当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

〔イ～ホ 略〕

〔自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分〕

ト 〔略〕

3 二 〔略〕

（自己資本の額）

第十七条 〔略〕

3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一～三 略〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせて

一 〔同上〕

〔イ～ホ 同上〕

〔自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額、その他Tier 1資本に係る調整項目の額又はTier 2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分〕

ト 〔同上〕

3 二 〔同上〕

（自己資本の額）

第十七条 〔同上〕

3 二 〔同上〕

（自己資本の額）

第十七条 〔同上〕

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめて

おらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

4
〔五〇十四 略〕

第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

〔一〇四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意による限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行つていいこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十三 略〕

5
〔略〕

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及び

おらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

4
〔五〇十四 同上〕

〔一〇四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行つていいこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十三 同上〕

5
〔同上〕

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当

その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー)

第五十四条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第五十四条の四の一、第一百五十六条の二の三及び第一百五十六条の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー）

第五十四条の二の二

〔条を加える。〕

第五十四条の二の二 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段においては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によつて認められている額（以下この項において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入

するもの以外のものに係るエクスボージャー）

第五十四条の二の三 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第一百五十六条の二の三において同じ。）の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスボージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

上限額に満たない場合は、一とする。)を、当該標準的手法採用行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に関するエクスポート・エイターのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 前項の場合において、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額(第十四条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の四の二において同じ。)を上回る部分に係るエクスポート・エイターのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段のうち第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額及び銀行持株会社TLAC告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポート・エイターのリスク・ウェイトは、第四十一条に定めるところによる。

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第一百三十条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第一百三十条 「同上」

額とは、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　【略】

二　国内基準行である内部格付手法採用行　次に掲げる額の合計額
イ　内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー、株式等エクスボージャー及び証券化エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）

）、第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象

となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パー セントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百四十五条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百五十六条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセット の額、第百五十六条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百五十六条の四の規定により算出される

信用リスク・アセットの額並びに第百五十六条の四の二第一項 及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額 の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百四十五条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスボージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセット額の合計額

〔口ぐ二 略〕

一　【同上】

二　国内基準行である内部格付手法採用行　次に掲げる額の合計額
イ　内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスボージャー、リテール向けエクスボージャー、株式等エクスボージャー及び証券化エクスボージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）

）、第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象 となる株式等エクスボージャーの期待損失額に千二百五十パー セントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百四十五条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百五十六条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセット の額、第百五十六条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百五十六条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百五十六条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第百五十六条の四の規定により算出される

信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百四十五条（第十項を除く。）の規定が適用され るエクスボージャー、その他資産及びリース取引における見積 残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔口ぐ二 同上〕

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー）

第一百五十六条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかるわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー）

第一百五十六条の四の二 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかるわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスボージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー）

第一百五十六条の二の三 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかるわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスボージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスボージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

〔条を加える。〕

占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、当該内部格付手法採用行が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に関するエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポートの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポートの額（EADをいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

3 内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、その他外部TLAC関連調達手段のうち第二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る調整項目の額及び銀行持株会社TLAC告示第四条第二項第四号に規定する自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかつた部分に係るエクスポートの信用リスク・アセットの額は、第二百三十二条から前条までに定めるところによる。

（財務局長等への権限の委任）

第二百九十九条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七条第五

（財務局長等への権限の委任）

第二百九十九条 金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七条第四

項第五号イ及び第十七条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社以外の銀行持株会社に対するものを、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2 「略」

（経由官庁）

第三百条 銀行持株会社（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第五項第五号イ又は第十七条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。

〔2～4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

項第五号イ及び第十七条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社以外の銀行持株会社に対するものを、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2 「同上」

（経由官庁）

第三百条 銀行持株会社（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ又は第十七条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。

〔2～4 同上〕